

第 1 2 号議案

中間市防災会議条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 3 月 5 日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市防災会議条例の一部を改正する条例

中間市防災会議条例(昭和38年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項に規定する水防計画に関し調査審議すること。

第3条第5項第1号及び第2号中「任命」を「委嘱」に改め、同項第6号中「、消防団長」を「及び消防団長」に改め、同項第8号中「任命」を「委嘱」に改め、同項第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(中間市水防協議会条例の廃止)

2 中間市水防協議会条例(昭和62年中間市条例第26号)は、廃止する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改める。

第1条第43号中「中間市水防協議会」を「中間市防災会議」に改める。

別表第2中

「

水防協議会の委員	4,200円	を
----------	--------	---

」

「

防災会議の委員	4,200円	に
---------	--------	---

」

改める。

中間市防災会議条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項に規定する水防計画に関し調査審議すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が<u>委嘱</u>する者</p> <p>(2) 福岡県の知事部局の職員のうちから市長が<u>委嘱</u>する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 消防長、消防署長及び<u>消防団長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が<u>委嘱</u>する者</p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、</u>市長が必要と認める者</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が<u>任命</u>する者</p> <p>(2) 福岡県の知事部局の職員のうちから市長が<u>任命</u>する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 消防長、消防署長、<u>消防団長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が<u>任命</u>する者</p> <p>(9) <u>その他</u>市長が必要と認める者</p> <p>6～8 (略)</p>

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																		
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(42) (略)</p> <p>(43) <u>中間市防災会議</u>の委員</p> <p>(44)～(52) (略)</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 761 1055 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬</th> </tr> <tr> <th>報酬年額</th> <th>報酬日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の委員</td> <td></td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td><u>防災会議</u>の委員</td> <td></td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬		報酬年額	報酬日額	(略)		(略)	公平委員会の委員		4,200円	<u>防災会議</u> の委員		4,200円	(略)		(略)	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与等について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(42) (略)</p> <p>(43) <u>中間市水防協議会</u>の委員</p> <p>(44)～(52) (略)</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 761 2051 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬</th> </tr> <tr> <th>報酬年額</th> <th>報酬日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の委員</td> <td></td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td><u>水防協議会</u>の委員</td> <td></td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬		報酬年額	報酬日額	(略)		(略)	公平委員会の委員		4,200円	<u>水防協議会</u> の委員		4,200円	(略)		(略)
区分		報酬																																	
	報酬年額	報酬日額																																	
(略)		(略)																																	
公平委員会の委員		4,200円																																	
<u>防災会議</u> の委員		4,200円																																	
(略)		(略)																																	
区分	報酬																																		
	報酬年額	報酬日額																																	
(略)		(略)																																	
公平委員会の委員		4,200円																																	
<u>水防協議会</u> の委員		4,200円																																	
(略)		(略)																																	